

公文書部分開示決定通知書

令6農業振興第986号

令和6年(2024年)12月18日

安溪 貴子 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和6年(2024年)11月3日付け(令和6年11月7日受付)で請求のありました公文書の開示については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、下記のとおり一部を開示することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

記

公文書の名称	別紙1のとおり
開示を実施する日時	令和6年12月20日以後、写しの交付に要する手数料の納付を確認後に郵送
開示を実施する場所	
開示の実施の方法	1 ☐ 閲覧・ ☐ 聴取・ ☐ 視聴 2 写しの交付 (1) ☐ 用紙に複写又は出力したものの交付 (☐ 窓口交付・ ☐ 送付) (2) ☒ CD-Rに複写したものの交付 (☐ 窓口交付・ ☒ 送付) 3 ☐ その他の方法 ()
開示をしない部分	別紙2のとおり
開示をしない理由	別紙2のとおり
担当課名等	農林水産部農業振興課 電話番号 (083) 933-3366 内線3366

注 1 窓口で公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

開示請求書添付書類「公文書の名称又は内容」に付された番号	公文書の名称
開示請求のあった公文書の名称又は内容	
1 <u>水稲におけるカドミウムとヒ素低減技術の実証・普及事業に関わるこれまでの山口県での取り組みの有無、あるいは今後の取り組み計画に関する情報（予算、計画の概要、実施状況の報告、来年度を含む今後の予定に関わる情報すべて）</u>	1-1 予算概要書 1-2 消費・安全対策交付金交付申請書 1-3 消費・安全対策交付金事業実績報告書
2 <u>「コシヒカリ環 1 号」を祖先にもつ地域品種で、山口県ですでに開発された全品種系統、開発中の系統についての情報と、それらの一般栽培に向けた実績、および今後の計画（計画は上市目標年など漠然としたものでも可）</u>	2-1 品種登録願（晴るる R 0 4） 2-2 品種登録願（山口 1 2 号） 2-3 山口 1 2 号の取組について
3 <u>最近10年の行政区内での、コメ中のカドミウム及びヒ素が基準値を上回ったケースのデータ、およびその際の対応状況を示す情報（調査方法、調査の実態〔全地域か、特定の地域か〕）、買い上げ状況〔買い上げ量と買い上げ金額〕、買い上げ後の処理方法とその量、買い上げたお米の生産された水田面積</u>	3 記者配布資料（平成29年2月3日）
6 <u>カドミウム、ヒ素および P F A S による汚染対策について。</u> 農地におけるカドミウム、ヒ素、P F A S 汚染を下げるために行っている施策があれば、それに関連する情報（水田、畑地を含む）。 <u>農産物に含まれるカドミウム、ヒ素、P F A S を下げるために行っている施策があれば、それに関する情報（コメとコメ以外も含む）</u>	6-1 安全で信頼される山口産米をつくりましょう！ 6-2 水稲のカドミウム吸収抑制マニュアル（指導者用） 6-3 コメ中のカドミウム低減のための実施指針（農林水産省） 6-4 コメ中のカドミウム及びヒ素低減のための実施指針（農林水産省） 6-5 コメのヒ素低減のための栽培管理技術導入マニュアル（農研機構）

※ 「開示請求のあった公文書の名称又は内容」のうち下線の内容が「開示する」内容

公文書の名称	開示しない部分	該当する条項	開 示 し な い 理 由
2-1 品種登録願 (晴るるR04)	3 ページ 住所又は居所 7 ページ 住所又は居所	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	8 ページ 7 行目 10 ページ 7 行目	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	11 ページ 21 行目以下 ～28 ページ 29～33 ページ 決定の内容	条 例 第 7 条 第 5 号 該 当	品種登録出願中の未登録の品種に関する情報であり、品種登録前に公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあるため。
	34～38 ページ 住所	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	55～57 ページ	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。

公文書の名称	開示しない部分	該当する条項	開示しない理由
2-2 品種登録願 (山口12号)	3 ページ 住所又は居所 7 ページ 住所又は居所	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	8 ページ 7 行目 10 ページ 7 行目	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	11 ページ 21 行以下 ～28 ページ	条 例 第 7 条 第 5 号 該 当	品種登録出願中の未登録の品種に関する情報であり、品種登録前に公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあるため。
	29～34 ページ 決定の内容	条 例 第 7 条 第 3 号 該 当	販売営業上の情報であり、公にすることにより法人等の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるため。
		条 例 第 7 条 第 5 号 該 当	品種登録出願中の未登録の品種に関する情報であり、品種登録前に公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の者に不当な利益を及ぼすおそれがあるため。
	35～40 ページ 住所	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
	57～59 ページ	条 例 第 7 条 第 1 号 該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
2-3 山口12号 の取組について	2 令和6年度の実証について ・ 表の内容及び生産物の販売先	条 例 第 7 条 第 3 号 該 当	販売営業上の情報であり、公にすることにより法人等の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるため。